

# 小規模・高齢化集落支援モデル事業実施要領

平成20年4月1日付け19農振第1959号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農山村地域における過疎化・高齢化の進展に伴い、集落機能の著しい低下や農地、山林等の地域資源管理の問題が深刻化している中、それらの管理を担ってきた集落が消滅することによって、農山村地域が有する多面的機能、特に国土保全機能（水源かん養機能、洪水防止機能）の低下に起因する災害等が発生し、農山村地域に居住する住民のみならず、下流域の都市住民をも含む国民の生活に悪影響が及ぶことも想定される。

このため、集落が有する多面的機能の確保を図る観点から、小規模・高齢化集落を数多く抱える中山間地域において、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）に定める集落協定を締結した集落（以下「協定集落」という。）と小規模・高齢化集落との間の連携（以下「集落間連携」という。）を通じ、小規模・高齢化集落に存する水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動に係るモデル的な取組を支援する。

## 第2 事業内容

小規模・高齢化集落支援モデル事業（以下「本事業」という。）で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 水路、農道等保全管理活動支援事業

#### （1）対象地域

補助金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次のアからケまでの地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第1号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島

ケ 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

#### （2）対象農用地

補助金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、対象地域内に存

する農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)内に存する農業生産活動等(農用地における耕作又は適切な農用地の維持・管理をいう。)が実施されている農用地であって、次のアからオまでのいずれかの基準を満たし、小規模・高齢化集落に存するものとする。ただし、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2の(1)に定める集落協定の対象となっている農用地又は農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)第2に定める交付金の交付対象となっている農用地は、本事業の補助金の交付対象とすることができない。

ア 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地

エ 次の(ア)又は(イ)の基準を満たす農用地であって、市町村長(市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事)が特に必要と認めるもの。

(ア) 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地

(イ) 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

オ アからエまでの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

### (3) 対象活動

水路、農道等保全管理活動支援事業の対象となる活動は、協定集落等が小規模・高齢化集落に出向いて行う水路、農道等の保全管理活動であって、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるものとする。

### (4) 交付額

第3に定める事業実施主体への交付額は、対象農用地10a当たりの交付単価(田にあっては5,000円、畑、草地及び採草放牧地にあっては3,000円とする。)に、第6の1により提出のあった事業実施計画に位置付けられている対象農用地の面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。なお、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、事業実施主体への交付額と同額を負担するものとする。

### (5) 補助金の返還

事業実施主体が水路、農道等保全管理活動支援事業を実施するに当たり、事業実施計画において定められた事項が遵守されていない場合には、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、農村振興局長が別に定める基準により、補助金の返還等の措置を講じるものとする。

## 2 支援活動推進事業

(1) 支援活動推進事業は、事業実施主体が集落間連携を推進するため実施する活動であり、第3に定める集落連携促進協議会の開催その他推進事務の実施に必要なものとする。

### (2) 交付額

支援活動推進事業の交付額の上限は、1つの小規模・高齢化集落につき、20,000円とする。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める基準を満たす集落連携促進協議会

とする。

#### 第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 本事業を活用し、集落間連携により、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を、事業実施主体と地方公共団体が連携を図りつつ実施するものであること。
- 2 1の活動が、小規模・高齢化集落が有する多面的機能の確保に資するものであること。

#### 第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成20年度及び平成21年度の2年間とする。

#### 第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった事業実施計画を審査し、その承認を行うものとする。
- 3 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

#### 第7 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

#### 第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第9 推進指導

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 第10 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

- 1 中山間地域等直接支払交付金
- 2 頑張る地方応援プログラム

#### 第11 委任

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。